

【概要版】パキスタンによる AD 措置に係るパネル報告 (WT/DS538/R)

西村あさひ法律事務所
弁護士 藤井 康次郎

1. 事案の概要

- 2010年4月12日、パキスタン AD 当局(NTC)は、二軸延伸ポリプロピレン(BOPP)の UAE 等からの輸入について、AD 調査開始の申請を受け、NTC は、2010年9月27日に AD 調査を開始した。
- しかし、2012年3月6日、パキスタン国内裁判所は NTC の構成に関する瑕疵を理由として調査開始を無効とした。そこで、NTC は、2012年4月23日に、2010年4月12日の申請に基づく2度目の調査を開始し、2013年2月4日付けで AD 課税を行う旨の最終決定を下した。
- ところが、2015年1月23日、パキスタンのアンチダンピング控訴裁判所が、NTC の構成員のうち1人の任期が最終決定時に終了していたことを理由に2013年2月4日の最終決定を破棄し、NTC に差し戻した。NTC は、2015年4月9日、2013年2月4日の決定及びその結果としての AD 課税を追認する決定を下した。
- 2015年8月4日、国内産業からの申請を受け、NTC はサンセットレビューを開始した。その後、他の AD 措置に関して、国内裁判所が NTC の構成員が資格要件を満たしていないと判断したため、BOPP に関するサンセットレビューも、2016年9月5日まで停止された。BOPP のサンセットレビューに関する決定は、2016年12月1日に発表され、同様の AD 課税が5年延長された。

2. 主要論点と結論

- 主に問題となったのは、①調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離がある点につき、AD 協定 5.3 条(調査開始要件)、同 2.1 条(ダンピングの定義)、同 3.1 条(損害、実証的証拠)不整合となるか、②輸出価格と正常価額との比較に関して、国内市場とパキスタン市場の商取引の段階の違いに基づく調整の要求に応じなかったことが同 2.4 条(輸出価格と正常の価額との比較)不整合となるか、③調査対象産品と国内同種産品である BOPP の中に、金属化と非金属化という異なる二つの製品が存在することを考慮していない点が、同 3.2 条(価格効果)不整合となるか、④国内産業への損害影響評価に当たって、ダンピングの影響以外の要因の影響の考慮を怠ったことが同 3.1 条、3.4 条(損害の評価、客観的評価)不整合となるか、⑤サンセットレビューに関して、NTC によるダンピングの存続又は再発をもたらす可能性の認定が 11.3 条不整合となるかである。

- **調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離**：データが調査開始時点で約 2 年前のものであること、ダンピングの調査対象期間と調査開始まで約 22 ヶ月、最終決定までに 31 ヶ月の乖離、損害の調査対象期間と調査開始まで約 22 ヶ月、最終決定までに 31 ヶ月の時間的乖離があったにもかかわらず、NTC は、より直近の時点の証拠も徴求しておらず、十分な説明もなく、申請者の提案した参照期間に依拠しており、データの時間的範囲の問題を検討しなかったと認められるため、AD 協定 5.3 条(調査開始要件)、同 2.1 条(ダンピングの定義)、同 3.1 条(損害、実証的証拠)不整合である。
- **商取引段階の違いの調整**：応訴側は、パキスタンでは主に卸売業者に対して販売する一方、国内では主に加工業者に対して販売しており、卸売業者では追加コストがかかり、また、マージンが上乘せされるため、(加工業者への販売に比して)安値で販売していると主張するが、その証拠を提出していない。応訴側は、NTC が再三要求した追加コストを直接示す根拠又はその算定根拠となる証拠を提出しなかった。また、NTC は、輸出者質問状の中で、輸出者が要求する商取引段階の差異を踏まえた調整に応じるために必要な情報を明示した。以上から、同 2.4 条不整合は認められない。
- **価格効果**：価格の下回りにつき、BOPP には金属化と非金属化があり、前者が後者よりも高価である。また、輸出者と国内産業は二つの BOPP をパキスタン市場で異なる割合で販売している。それにもかかわらず、NTC は説明なく加重平均をとって価格効果を認定した。比較可能性は価格の下回りにおいては核となる検討事項であり、価格と数量が異なる二つの製品が存在することは比較可能性の観点から懸念がある。これを適切に考慮しておらず、同 3.1 条及び 3.2 条に不整合である。
- **損害影響評価**：同 3.4 条は、調査当局がダンピング輸入品の国内産業への影響(impact)を検討することを求めるため、ダンピング輸入品と国内産業の状況のリンクが求められる。調査当局は、損害要因の傾向を特定した上で、国内産業の被る損害を説明するのに関連性がある文脈で当該傾向を検討する必要がある、もし調査当局の記録上の証拠が、観察される傾向に関する別の解釈を窺わせる場合、客観的な検討として、当該証拠を考慮した上で、調査当局の解釈と調和させる必要がある。この点、国内生産者は利潤の減少が主に原材料及び財務コストの増加によるものと考えていたことを NTC も認識していたにもかかわらず当該証拠を無視して何らの説明をしていない点、販売の減少がダンピング以外の要因によることを示唆する情報が提出されていたにもかかわらず NTC が考慮しなかった点等を踏まえると、同 3.1 条及び 3.4 条に不整合である。
- **サンセットレビュー**：同 11.3 条に基づき、調査当局は、実証的な証拠に基づく検証を行い、ダンピング及び損害の存続又は再発が、単に可能性がある(possible)だけでなく多分起こりそうである(probable)であることを、十分な事実に基づいて合理的に認定しなければならない。AD 措置の撤廃とダンピング及び損害の存続又は再発の間には牽連性(relationship (or “nexus”))がなければならない。NTC は、AD 課税賦課後に、輸入が減少し、国内生産が増加し、国内産業の市場シェアが拡大したので、課税終了後に

輸入が増加し市場シェアを拡大し、国内産業に損害が生じるとしたが、NTC は、その可能性があるというに留まらず、多分起こりそうであると考え理由を説明しなかった。NTC は、AD 課税がなくとも、調査対象産品が国内同種産品の価格より高いことを認定したのにもかかわらず、AD 課税終了後に輸入が増加し、国内同種産品の価格を下回る又は押し下げると認定したが、NTC は、その可能性があるというに留まらず、多分起こりそうであると考え理由を説明しなかった。したがって、損害の存続又は再発の認定は憶測に過ぎないから、11.3 条不整合である。

3. 考察

- **調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離**については、DS295(Mexico — Anti-Dumping Measures on Rice 事件)の上級委員会は、調査対象期間の近接性及び調査期間を近接させるべく当局が努力したかにつき申立国が一応の立証を行えば、調査対象期間時点の証拠をもって現在のダンピング・損害を合理的に推定できることの立証の責任は、被申立国が負うとしたものと理解ができるが、本件パネルは調査対象期間の近接性又は調査期間を近接させるべく当局が努力したかどうかのみを重視しており、近接させるべしとの当局の行為規範を導き出しているきらいがあるが、時間的近接性が著しくかけていた本件の事案に即したものとも受け取れる。
- **商取引段階の違いの調整**については、DS184(US — Hot-Rolled Steel 事件)で上級委員会が判断しているように、あくまでも価格比較可能性に影響を与えるかという観点の本質であることを踏まえると、本件パネルが、商流上の違いに留まらず、輸入者である卸売業者に発生する追加コストと利ざや分を踏まえた価格設定であることの立証まで NTC が必要としたことは、過去の判断の傾向から逸脱しているとはいえない。
- **価格効果**については、価格の下回りにつき、パネルの判断は、調査対象産品及び国内同種産品に複数の種類の製品が含まれる場合、価格比較可能性を検討する上で、複数製品間の価格差や、輸入品と国内同種産品における製品構成割合の違いを指摘していくとの争い方に意義があることを改めて示しているといえる。なお、本件パネルは、価格の押し下げについては、そもそも調査対象期間全体で見ると、そもそも価格の押し下げの傾向が見られないことや、価格と直結するであろうコストの推移に着目し、実際に価格がコストに沿って変動していた点を重視し、価格効果を否定しているが、価格の押し下げについても、輸入品の価格が国産同種産品に影響を与えることが求められるところ、輸入品と国内同種産品との間の比較可能性があることは、価格の下回りで求められるとの同程度に厳格に見られるかは別として、前提として求められていると考えられる。
- **損害影響評価**については、因果関係と呼ぶかは措くとしても、個別の損害指標とダンピング以外の要因との結びつきを細かく評価している点に、3.5 条の因果関係分析とは異なる意義があると思われる。この方向を推し進めると、損害指標の評価のあり方と

しては、①まず、ダンピングの影響と認められる悪化傾向のある指標の動きを抽出し、②その上で、かかる指標とその他の指標を全体で見たときに、損害があると認められるかといういわば 2 段階の分析を 3.4 条で行うことが調査当局の損害分析に求められることになる。

- **サンセットレビュー**については、従前のおり厳格な規律を定立したものとして評価でき、あてはめにおいても、証拠と当該証拠に基づく認定事実の関係性が乏しいことや、NTC が損害の存続又は再発が、憶測に留まらず多分起こりそうである理由を十分説明しなかったことを指摘し、NTC の認定の瑕疵を認めたことは評価できる。なお、UAE 生産者について、輸出余力の認定や輸出志向の認定のヒントとなり得る要素は NTC から挙げられているものの、パネルの判断では詰めが甘いとの指摘がなされた点については、当局としては説明を補強することで瑕疵を治癒していくことは可能かもしれない。他方で、UAE からの輸入品の価格が基本的に国内同種産品よりも高値であることの指摘は、損害の再発の蓋然性を示す上では、覆すのが困難なハードルを調査当局に課すものと思われる。これは、原調査において、価格の下回りや価格の押し下げ傾向がそもそも認められないされたのと同根の問題であり、やはり、AD 課税をしたりサンセットレビューにて課税を延長することに無理があった事案ではないかと思われる。

パキスタンによる AD 措置に係るパネル報告 (WT/DS538/R)

第一 事実関係

- 2010年4月12日、Tri-Pack Films Limited は、パキスタン AD 当局(National Tariff Commission(以下、「NTC」))に対して、二軸延伸ポリプロピレン(biaxially oriented polypropylene(以下、「BOPP」))のアラブ首長国連邦(UAE)等からの輸入について調査開始の申請を行った。NTC は、2010年9月27日に、当該申請に基づき調査を開始した(パラ 2.1)。
- 2011年7月6日、イスラマバード高等裁判所が NTC に対して調査を停止するよう命じ、2012年3月6日、同裁判所は NTC の構成に関する瑕疵を理由として2010年9月27日の調査開始を無効とした。そこで、NTC は、2012年4月23日に、2010年4月12日の申請に基づく2度目の調査を開始した(パラ 2.2)。
- NTC は2012年8月14日に仮決定を行い、2013年2月7日に、最終決定の通知を行った(最終決定の報告書は2013年2月4日付であった。)。NTC は、UAE から輸入された BOPP がパキスタン市場でダンピングされていると認定し、2015年8月14日までの期限内で、UAE 輸出者である Taghleef Industries LLC(以下、「Taghleef」)に29.70%、その他の UAE 輸出者に57.09%の AD 課税を行った(パラ 2.3)。
- 2015年1月23日、パキスタンのアンチダンピング控訴裁判所が、NTC の構成員のうち1人の任期が最終決定時に終了していたことを理由に2013年2月4日の最終決定を破棄し、NTC に差し戻した(パラ 2.4)。
- 2015年4月9日、NTC は2013年2月4日の決定及びその結果としての AD 課税を追認する決定を下した(パラ 2.5)。
- 2015年8月4日、国内産業からの申請を受け、NTC はサンセットレビューを開始した。その後、他の AD 措置に関して、ラホール高等裁判所が NTC の構成員が資格要件を満たしていないと判断したため、BOPP に関するサンセットレビューも、2016年9月5日まで停止された。BOPP のサンセットレビューに関する決定は、2016年12月1日に発表され、同様の AD 課税が5年延長された(サンセットレビューに関する報告書は2016年11月28日付であった。)(パラ 2.6)。

第二論点

- 調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離
- コストデータの選択の適切性
- 商取引の段階の違い
- 損害認定の瑕疵
- 調査期間の長さ
- 手続保障
- サンセットレビューの認定瑕疵
- サンセットレビューの期間

第三パネルの判断

1. 調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離

(1) 調査開始の前提となる証拠の時間的範囲(5.3条)¹

ア 論点

- 5.3条は、調査開始を正当化するための証拠について時間的制約を課すか。

イ 協定解釈

- 5.3条における証拠は、5.2条及び5.6条が定めるとおり、ダンピング、損害及び因果関係に関するものである必要があり(パラ7.22)、AD措置は現在の状況を救済するための措置であるから(GATT6条2項、AD協定2.1条、3.5条及び11.1条)、証拠は現在のダンピング、現在の損害及び現在の因果関係に関するものでなければならない(パラ7.24-7.25)。
- データが最近のものであるほど、損害を生じさせる現在のダンピングについてよりよい指標になるが(パラ7.26)、調査開始が依拠するデータの時点と調査開始日の時間的乖離のみが問題となるのではなく、データが現在のダンピングに関連するものであるかは、その他の事情も考慮して個別事案毎になされなければならない(パラ7.27-7.29)。

¹ UAEは5.2条及び5.8条不整合も主張したが、訴訟経済が行使された(パラ7.49-7.50)。

ウ 事実認定及び結論

- NTCが調査開始に依拠できるデータは、申請に当初含まれていた2007年1月から2009年12月までのデータに限られず、NTCの要求で申請者が追加で提出した2010年6月までの損害に関するデータも含まれる(パラ7.32-7.34)。
- データと調査開始時点の間には、ダンピングについては27ヶ月以上、損害についてはほぼ22ヶ月の乖離があった。かかる時間的乖離は、重大である(パラ7.37)。
- パキスタンは、裁判所の命令でNTCは当初の申請に基づき調査開始をしなければならなかったと主張するが、WTO加盟国はその司法も含め全ての組織の行為に責任を持つので、NTCが裁判所の命令に従ったことは、5.3条に基づくパキスタンの義務に影響しない(パラ7.39-7.40)。
- データが調査開始時点で2年前のものであったのにもかかわらず、NTCは、より直近の時点の証拠も徴求しておらず、十分な説明もなく、申請者の提案した参照期間に依拠しており、データの時間的範囲の問題を検討しなかったと認められるため、NTCは調査の開始を正当とするための十分な証拠があるかを確認する義務に不整合である(パラ7.45-7.48)。

(2) ダンピングの決定に関する調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離(2.1条)²

ア 論点

- ダンピングの決定に関する調査対象期間と、調査開始及び最終決定の時間的乖離は、2.1条不整合を構成するか。

イ 協定解釈

- 2.1条のダンピングの定義によれば、ダンピングは現在の事象である。GATT6条2項やAD協定11.1条によれば、アンチダンピングを巡る規律は現在の状況を是正するものであることも、かかる理解に整合的である(パラ7.57)。
- したがって、2.1条は、WTO加盟国のダンピングの決定が現在のダンピングに関するものであることを要求し、この判断は、調査開始及び最終決定の日時と比較した証拠の時間的範囲、及び、ダンピングの調査対象期間の当局の決定に関連する全ての事情を考慮して行う(パラ7.59)。

² UAEは9.1条、9.3条及び11.1条不整合も主張したが、訴訟経済が行使された(パラ7.78-7.79)。

ウ 事実認定及び結論

- 2.1 条は、ダンピングに関する調査対象期間が、現在のダンピングに関連するかを問題とすることから、調査対象期間との時間的乖離が問題となるのは NTC が当初の最終決定を行った 2013 年 2 月である。当該最終決定はその後破棄され、2015 年 4 月に新しい決定がなされたが、後者は前者を追認したものに過ぎない(パラ 7.65)。
- ダンピングの調査対象期間は 2009 年 1 月から 2010 年 6 月であったため、2012 年 4 月 23 日の調査開始までに約 22 ヶ月の時間的乖離があり、2013 年 2 月 4 日の最終決定までに 31 ヶ月の時間的乖離があった(パラ 7.67)。
- NTC はこのような時間的乖離にもかかわらず、より直近の時点の証拠も徴求しておらず、調査対象期間をより最近のものにしたり、調査手続中に調査対象期間の選択について検討を行わなかった。したがって、NTC は、ダンピングの決定において、2.1 条に基づく現在のダンピングの存在を認定したとはいえない(パラ 7.74-7.76)。

(3) 損害の決定に関する調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離(3.1 条)³

ア 論点

- 損害の決定に関する調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離は、3.1 条不整合を構成するか。

イ 協定解釈

- AD 措置は現在の状況を救済するための措置であるため(GATT6 条(2)、AD 協定 2.1 条、3.5 条及び 11.1 条)、3.1 条における「実証的な証拠」は、少なくとも、現在の損害に関連するものでなくてはならない(パラ 7.88)。
- この判断は、調査開始及び最終決定の日時と比較した証拠の時間的範囲、及び、損害の調査対象期間に関する当局の決定に関連する事情を考慮して検討することで行う(パラ 7.89)。

³ UAE は 9.1 条及び 11.1 条不整合も主張したが、訴訟経済が行使された(パラ 7.102-7.103)。

ウ 事実認定及び結論

- 上記と同様、調査対象期間との時間的乖離が問題となるのは NTC が当初の最終決定を行った 2013 年 2 月である(パラ 7.92)。
- 損害の調査対象期間は 2007 年 1 月から 2010 年 6 月であったため、2012 年 4 月 23 日の調査開始までに約 22 ヶ月の時間的乖離があり、2013 年 2 月 4 日の最終決定までに 31 ヶ月の時間的乖離があった(パラ 7.94)。
- NTC はこのような時間的乖離にもかかわらず、より直近の時点の証拠も徴求しておらず、調査対象期間をより最近のものにしたり、調査手続中に調査対象期間の選択について検討を行わなかった。したがって、NTC は、損害の決定において、3.1 条に基づく現在の損害の存在を認定したとはいえない(パラ 7.98-7.99)。

2. コストデータの選択の適切性

(1) 論点

- 正常な価額の決定に関して、費用の算定の目的で、あるコストデータを使用し他のデータを使用しないという決定及び当該決定の理由を説明しなかったことが 2.2.1.1 条及び 2.2.2 条不整合となるか⁴。

(2) 協定解釈

- 2.2.1.1 条は、使用する記録が、検討対象の製品の生産及び販売に係る費用を適切及び十分に再現していることを条件としており、調査当局は費用の適切な配分に関して入手可能な全ての証拠を比較検討しなければならない(パラ 7.135 及び 7.141)。
- 2.2.2 条第 1 文は、調査対象の輸出者について通常の商取引における実際の管理費、販売経費、一般的な経費及び利潤の額について実際のデータが存在する時は、調査当局は当該データを正常な価額の計算に用いなければならないと定める(パラ 7.147)。

(3) 事実認定及び結論

- NTC による調査手続中、Taghleef は、輸出者質問状において、セクション D-3 とセクション F において、2 つのデータを提出した(以下、それぞれ「D-3 データ」、「F デー

⁴ UAE は、2.2 条及び 2.2.1 条不整合も Consequential claim として主張したが、2.2.1.1 条及び 2.2.2 条不整合が認められなかったため、当該主張も認められなかった。

タJ)。セクション D においては、輸出国の国内市場における単位当たりの生産費(生産費及び管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたもの)の情報が要求されていた。セクション F においては、会計システム上記録されている、実際に発生した費用に基づき算出された単位当たりの生産費の情報が要求されていた(パラ 7.109-7.114)。Taghleef は F データは監査済みの計算書類を反映するものであると述べたが、D-3 データが計算書類に基づくものであるかは明らかではなかった(パラ 7.162)。

- 一見矛盾するコストデータがある場合、ある特定のデータセットが明らかに優れていることを示す証拠がない限り、調査当局は実際の費用により良く合致するデータを選択する一定の裁量があり、本件では、NTC が F データを使うことを選択したことは当該裁量の範囲内であった(パラ 7.166)。
- また、NTC は最終調査報告書で、F データを使用し、D-3 データを使用しなかった理由を述べた(パラ 7.170)。したがって、NTC は全ての証拠を比較検討したため、2.2.1.1 条不整合は認められない。
- UAE は D-3 データがよりよいデータであって F データは実際のデータでないことを示していないため、2.2.2 条不整合も認められない(パラ 7.176-7.177)。
- NTC は最終決定報告書で、F データを使用し、D-3 データを使用しなかった理由を述べたのであるため、D-3 データを使用しない決定について NTC が十分に説明せず、2.2.1.1 条及び 2.2.2 条に不整合であるという主張も認められない(パラ 7.186)。

3. 商取引の段階の違い

(1) 論点

- 輸出価格と正常の価額との比較に関して、NTC が合理的かつ十分な理由なく国内市場とパキスタン市場の商取引の段階の違いに基づく調整の要求に応じなかったこと及び当該要求に必要なとされる合理的な情報の範囲を NTC が提示しなかったことが 2.4 条不整合となるか。

(2) 協定解釈

- 2.4 条は、輸出価格と正常な価額の比較は公正に行われなければならない(パラ 7.197)、特に、価格の比較に影響を及ぼす差異に対しては、それぞれの場合に応じて妥当な考慮を払わなければならない(パラ 7.198)。
- 価格の比較に影響を及ぼす差異として、商取引の段階の違いが定められているが、2.4 条に記載されている要素の 1 つの存在が、価格比較可能性に影響を及ぼすことを意味するわけではない(パラ 7.199)。
- 2.4 条によれば、調査当局は関係当事者に対して、公正な比較を確保するために、いか

なる情報が必要であるかを示すものとし、また、不合理な立証責任を課してはならない(パラ 7.200)。

(3) 事実認定及び結論

- Taghleef は、パキスタンでは主に卸売業者(distributors)に対して販売する一方、国内では主に加工業者(converters)に対して販売している(パラ 7.192)。卸売業者では追加コストがかかり、また、マージンが上乘せされるため、(加工業者への販売に比して)安値で販売していると主張するが、その証拠を提出していない(パラ 7.226)。パキスタンの卸売業者との契約書のコピー1 通は提出したものの(パラ 7.229)、その内容は値引きの大きさを示すものではなく、商取引段階の差異を理由とした価格差があったことを示すのに十分とはいえない(パラ 7.234)。
- Taghleef は、NTC が再三要求した追加コストを直接示す根拠又はその算定根拠となる証拠を提出しなかった(パラ 7.235)。
- また、NTC は、輸出者質問状の中で、輸出者が要求する商取引段階の差異を踏まえた調整に応じるために必要な情報を明示した(パラ 7.240)。UAE は、NTC が商取引の段階の差異に基づく調整の要求に応じるための合理的な情報の範囲を示していないこと、及び NTC が Taghleef に不合理な立証責任を課していることを立証できておらず、2.4 条不整合は認められない(パラ 7.247)。

4. 損害認定の瑕疵

(1) 数量効果(3.2 条)

ア 論点

- NTC が調査対象期間のうち、1 年間に重きを置いて他の関連データを無視して数量効果を認定した点、NTC が数量増加が著しいか否かを客観的に評価せず十分に説明していない点、及び NTC が国内消費量との関係で輸入量の増加を検討しなかった点は、3.1 条及び 3.2 条に不整合であるか。

イ 協定解釈

- 損害の決定に当たっては、ダンピング輸入量、ダンピング輸入が価格に及ぼす影響及びダンピング輸入が結果として国内産業に及ぼす影響につき、実証的な証拠に基づく客観的な検討が必要である(パラ 7.256)。

- 調査当局は、ダンピング輸入量の増加が「著しい」かを考慮しなければならない。「著しい」とは、注目に値する(noteworthy)等の意味であるが、3.2 条は「著しい」増加に関する基準となる値は述べていない(パラ 7.263)。

ウ 事実認定及び結論

- 3 条は、調査当局が特定のデータに重きを置くことは排除しないものの、他の関連するデータを無視してはならず、結論に相反する証拠の考慮について説明しなければならない(パラ 7.271)。しかしながら、NTC は 2009 年における数量増加に重きを置く理由を十分に説明せず、他の年度のデータを無視しているため(パラ 7.272)、3.1 条及び 3.2 条に不整合である(パラ 7.275)。
- NTC の決定によれば、輸入品の数量が国内生産量に占める割合は、2007 年、2008 年、2009 年及び 2010 年上半期において、11.80%、10.30%、16.41%、14.84%であり、増加と減少を繰り返している(パラ 7.278)。もっとも、NTC は 2009 年の増加に注目して、その後の減少を相殺しないとする説明のみをしており(パラ 7.280)、増加が著しいという点につき説明していないため、3.1 条及び 3.2 条に不整合である(パラ 7.282)。
- NTC は、国内消費量との関係で輸入量の増加を検討すべきだったとする UAE の主張は採用しない(パラ 7.284 及び 7.286)。

(2) 価格効果(3.2 条)

ア 論点

- 輸入品の価格が国内同種製品の価格を下回っていたこと、及び輸入品の価格が国内同種製品の価格を押し下げたことに係る NTC の認定は、3.1 条及び 3.2 条に不整合であるか。

イ 協定解釈

- 3.2 条は価格効果の認定に当たっては、価格の下回り(price undercutting)、価格の押し下げ(price depression)、価格上昇の阻害(price suppression)という類型がある(パラ 7.290, 7.292)。
- 価格の下回りについては、ダンピング輸入品の価格と国内同種製品の価格の比較が求められる(パラ 7.293)。
- 価格の押し下げについては、ダンピング輸入品の価格が国内同種製品の価格を押し下げたかが考慮されなければならない(パラ 7.295)

ウ 事実認定及び結論

- 価格の下回りについて、BOPP には金属化と非金属化があり、前者が後者よりも高価である。また、輸出者と国内産業は二つの BOPP をパキスタン市場で異なる割合で販売している。それにもかかわらず、NTC は説明なく加重平均をとって価格効果を認定した(パラ 7.308)。価格と数量が異なる二つの製品が存在することは比較可能性の観点から懸念がある。価格の下回りの分析においては比較可能であることは核(Core)をなす。これを適切に考慮しておらず、3.1 条及び 3.2 条に不整合である(パラ 7.309-7.310)。また、2009 年の輸入品価格が国内同種産品価格を下回る点に重きを置いているが、調査対象期間の他の年度では、輸入品価格が 2009 年と同程度の価格差で国内同種産品価格を上回っているところ、当該証拠の考慮に関して説明がなされていない(パラ 7.314)。2009 年の価格データのみにも重きを置いて価格の下回りを認定することは認められないため、3.1 条及び 3.2 条に不整合である(パラ 7.315)。さらに「著しさ」の検討も適切になされておらず、3.1 条及び 3.2 条に不整合である(パラ 7.319)。
- 価格の押し下げについて、NTC は、2009 年の国内同種産品価格の低下が圧倒的である点に重きを置いている(パラ 7.326)、調査対象期間の他の年度の証拠の考慮に関して説明がなされていない(パラ 7.329)。2009 年の価格データのみにも重きを置いて価格の押し下げを行うことは認められないため、3.1 条及び 3.2 条に不整合である(パラ 7.329)。さらに「著しさ」の検討も適切になされていないため、3.1 条及び 3.2 条に不整合である(パラ 7.334)。2009 年には国内同種産品の価格が 13.24%低下したが、コストも 13.4%減少した(パラ 7.340)。NTC は、価格の押し下げが国内産業のコスト低下と極めて近似して低下しているという事実を踏まえた上で、ダンピング輸入の影響によるものであることを考慮していないため、3.1 条及び 3.2 条に不整合である(パラ 7.344)。

(3) 損害影響評価(3.1 条、3.4 条)

ア 論点

- 国内産業への影響評価に当たって、NTC が 3.4 条に定められている指標の 1 つであるダンピングの価格差の大きさを評価していない点、NTC が 3.4 条に定められている 7 個の経済的な要因及び指標を客観的に評価していない点、複数の要因が肯定的なトレンドを示しているにもかかわらず、全体として国内産業が損害を受けたと言える理由を十分に説明しなかった点が 3.1 条及び 3.4 条不整合を構成するか。

イ 協定解釈

- 3.4 条は、同条に規定される全ての経済的な要因及び指標を考慮することを求め、さらに、手続中に顕出した事実に基づき、同条に規定されていない要因に関しても評価が求められることがある(パラ 7.350)。
- 3.4 条は、調査当局がダンピング輸入品の国内産業への影響(impact)を検討することを求めるため、ダンピング輸入品と国内産業の状況のリンクが求められる。調査当局は、損害要因の傾向を特定した上で、国内産業の被る損害を説明するのに関連性がある文脈で当該傾向を検討する必要がある。もし調査当局の記録上の証拠が、観察される傾向に関する別の解釈を窺わせる場合、客観的な検討として、当該証拠を考慮した上で、調査当局の解釈と調和させる必要がある(パラ 7.352)。
- 関係する経済的な要因及び指標の一部が国内産業に対する損害を示していなくても、それらの要因及び指標がどのように全体の損害決定を肯定するかにつき十分な説明がなされるのであれば、損害があると結論付けることは可能である(パラ 7.353)。

ウ 事実認定及び結論

- 3.4 条は経済的要因及び指標の検討の方法について明示か黙示かを問わないものではあるが(パラ 7.357)、NTC は最終決定報告書において、ダンピング価格差を表の形で記載しているものの、当該表に係る議論、分析等はなされておらず、3.4 条の要件を充足しないから(パラ 7.359)、3.1 条及び 3.4 条に不整合である(パラ 7.361)。
- 単年度の市場占拠率の低下に注目してそれ以外の調査対象期間の証拠に関する説明をしていない点(パラ 7.369)、利潤のデータの正確性に関して Taghleef により提示された懸念を NTC が考慮しなかった点(パラ 7.375)、国内生産者は利潤の減少が主に原材料及び財務コストの増加によるものと考えていたことを NTC も認識していたにもかかわらず当該証拠を無視して何らの説明をしていない点(パラ 7.383)、販売の減少が国内産業の輸出シフトといったダンピング以外の要因によることを示唆する情報が提出されていたにもかかわらず NTC が考慮しなかった点(パラ 7.391)、生産性に関する検討で労働者の数の増加と生産性の低下の関係性を検討していない点(パラ 7.399)、賃金の増加は、むしろ国内産業の好況を反映を示す可能性すらある中で、損害を示す指標とする理由について説明がされていない点(パラ 7.404)、投資収益につきデータを提示して結論を述べただけである点(パラ 7.410)、キャッシュフローにつき 2009 年に肯定的な傾向だったにもかかわらず、当該事実を無視して、悪化した 2010 年のデータを採用した点等(パラ 7.413-7.415)は 3.1 条及び 3.4 条に不整合である。
- NTC は 3.4 条に定められる経済的要因のうち 6 個が損害を示しておらず、残りの要因もわずかに損害を示すものに過ぎなかった(パラ 7.417)。結論と相反する証拠が存在する場合、当局は当該証拠をどのように考慮したかを説明しなければならないが(パラ

7.420)、何らの説明をしておらず(パラ 7.421)、3.1 条及び 3.4 条に不整合である(パラ 7.422)。

(4) 因果関係(3.5 条)

ア 論点

- 3.1 条、3.2 条及び 3.4 条に不整合である認定に基づいている点、知られている他の要因、すなわち国際金融危機及び国内生産者の年次報告書に記載されている要因を NTC が検討しなかった点及び因果関係分析にその他の欠陥がある点は 3.5 条不整合を構成するか。

イ 協定解釈

- 3.5 条は、ダンピング輸入が国内産業に対する損害を引き起こしたか否かの検討を求めるとともに(causation)、ダンピング以外に知られる要因により引き起こされた損害はダンピング輸入により引き起こされた損害と区別することを求める(non-attribution)(パラ 7.429)。

ウ 事実認定及び結論

- 既に NTC による検討が 3.1 条、3.2 条及び 3.4 条に不整合であることを認定しているため、結果として NTC による因果関係分析も 3.1 条及び 3.5 条にも不整合である(7.441)。
- NTC は国内市場が 2008 年には若干縮小したものの 2009 年には拡大したことに言及するが(パラ 7.447)、当該国内市場規模の動向が国際金融危機の影響を排除してよい理由を説明していないし(パラ 7.448)、NTC は 2009 年の国際金融危機が価格に影響を与えていたことを認識しており、3.2 条の分析では国際的な経済状況の発展に言及しているにもかかわらず、因果関係分析では検討をしておらず(パラ 7.449)、3.1 条及び 3.5 条に不整合である(パラ 7.450)。
- また、NTC は、経済の悪化、電力危機、パキスタン・ルピーの切り下げ、不確実な政治情勢、高まる安全保障上の懸念、安価な密輸入品等、他に知られている要因を考慮しておらず、3.1 条及び 3.5 条に不整合である(パラ 7.460)⁵。

⁵ なお、パキスタンは、国内生産者の年次報告書は株主への情報開示義務に基づき作成されたものであって、証拠価値が疑わしいとの反論をしているが、パネルは、ダンピング輸入以外に損害を引き起こす要因が調査当局に知られているか否かが問題である以上、年次報告書が十分な証拠であるとした(パラ 7.457)。

- NTC の因果関係分析につき、複数の根拠に基づいて 3.1 条及び 3.5 条に不整合であることを認定したため、UAE により主張されているその他の不整合根拠は検討しない(パラ 7.463)。

5. 調査期間の長さ

(1) 論点

- 5.10 条によれば、調査期間は調査開始後 18 ヶ月を超えてはならないところ、(i)NTC が 2012 年 4 月 23 日に調査開始し、2015 年 4 月 9 日に結論を出した点、(ii)2010 年 9 月 27 日に調査開始し、2013 年 2 月 4 日に終了した点⁶が 5.10 条不整合となるか。

(2) 協定解釈

- 5.10 条は、調査における利害関係者の予測可能性を担保するための規定である(パラ 7.471)。
- 5.10 条における「開始」(initiation)とは、当該手続的行為によって加盟国が正式に 5 条に規定される調査を開始する、当該行為のことである(パラ 7.475)。
- 5.10 条における「完結される」(concluded)とは、損害を与えるダンピングが認定され、措置を課す最終決定が出される場合、損害を与えるダンピングが立証されなかったという最終決定が出される場合、損害を与えるダンピングの存否を決定せずに調査終了の決定をする場合である(パラ 7.488)。

(3) 事実認定及び結論

- 調査の開始は 2012 年 4 月 23 日である(パラ 7.510)。
- NTC は、2013 年 2 月 4 日に最終決定に係る報告書を採択し(以下、当該決定を「2013 年最終決定」)、2013 年 2 月 7 日に最終決定公告と確定的な AD 措置の賦課を公表しており、2012 年 4 月 23 日に開始された調査は 2013 年最終決定により完結された(パラ 7.512-7.513)。
- 2013 年最終決定は後にパキスタン国内の司法手続により無効とされ、2015 年 4 月 9 日に新たな最終決定が採択されている(以下、当該決定を「2015 年最終決定」)ことから、UAE は 2012 年 4 月 23 日に開始された調査が 2015 年 4 月 9 日に完結されたと主張する

⁶ 第一事実関係に記載のとおり、NTC が 2013 年 2 月に調査を終了したと考える場合には、(2012 年 4 月からの調査手続ではなく)パキスタンの裁判所により無効と判断された 2010 年 9 月からの調査手続がなければ 2013 年 2 月に調査を終了できなかったという趣旨の主張である。

(パラ 7.514)。しかし、AD 協定は最終決定とその司法上の審査を区別しており、司法上の審査期間は 5.10 条の期間には含まれないから、2013 年最終決定が司法上の審査の対象とされ、2015 年最終決定が新たに採択されたからといって、司法上の審査期間中も 5.10 条の期間の計算に含まれることを意味しない(パラ 7.515)。

- また、UAE は、2015 年最終決定によって採択されたことからこそ 2013 年最終決定が正式に正当化されること、また、2015 年最終決定により課税がされたことから、2015 年 4 月 9 日が新たな開始(fresh start)であると主張するが、5.10 条の期間計算の際に 2013 年最終決定に至るまでの期間、司法上の審査期間及び 2015 年最終決定に至るまでの期間を合計してよい理由はない(パラ 7.516)。
- パキスタンは 2012 年 4 月 23 日に調査を開始し、2013 年 2 月 4 日に調査を終えたため、5.10 条不整合は認められない(パラ 7.517)。

6. 手続保障

(1) 論点

- パキスタンが利害関係者に対して自己の利益の擁護のための機会を十分に与えなかった点が 6.2 条不整合となるか。

(2) 協定解釈

- 6.2 条は、基本的な手続を保障する権利であり、加盟国により AD 措置が課されるまでの手続中、保障されなければならないが、調査当局による手続の全ての段階において利害関係者に意見を表明する機会を与える義務が発生するわけではない(パラ 7.526)。
- Korea – Certain Paper (Article 21.5 – Indonesia)(以下、「DS312(21.5)」)のパネルは、履行手続中の損害再決定の文脈で、原決定と履行手続の損害再決定は一連の構成物であって、6 条に規定される手続的義務が履行手続の損害再決定に対して適用される程度は、調査当局による手続に依存すると判断した。原調査で 6 条の手続的義務が満たされている場合、調査当局による手続が手続的義務を必要とするものでない限りは、履行手続において改めて義務が果たされなければならないという裁定はできないと判断した(パラ 7.527-7.528)。
- そして、DS312(21.5)は履行手続における損害の再決定に関する先例だが、本件との共通点として、①いずれも最終決定が既に採択されている状況で、本件では(2013 年最終決定に関して)当局が 6.2 条に従っているかが争われておらず、DS312(21.5)では原手続

において 6.2 条に不整合であることを申立国が立証できていないという点⁷、②いずれも当初の決定に代わる新たな決定が採択されており、6.2 条に定められる当事者の利益を擁護するための十分な機会を確実に与えるために、当局がどの程度手続を執る必要があるかという点である。国内の司法手続の結果、決定が差し戻された場合に、調査当局の差戻しに係る手続中にさらに意見表明の機会が与えられる必要があるかについても考えられなければならない(パラ 7.529)。

(3) 事実認定及び結論

- 2015 年最終決定によれば、NTC は、2013 年 2 月の決定と同一の決定を 2015 年 4 月に再度採択したのであり、2013 年最終決定時には NTC の構成員のうち 1 人の任期が終了していたが、2015 年最終決定時には構成員は国内法上適切だったという違いがあるにすぎない(パラ 7.534)。
- したがって、UAE は、パキスタンが 6.2 条に基づき、2015 年決定の前に利害関係者に対して意見表明する新たな機会を与えなければならなかった旨を立証していないため、6.2 条不整合は認められない(パラ 7.535)。

7. サンセットレビューの認定瑕疵⁸

(1) ダumping マージンの決定の瑕疵

ア 論点

- 2 条に適合しない方法で算出したダumping マージンに依拠してダumping の存続又は再発の認定をしたことが 11.3 条不整合となるか。

イ 協定解釈

- 調査当局はサンセットレビューにおいてダumping マージンを認定することは要求されないが、ダumping の存続又は再発の認定においてダumping マージンに依拠するのであれば、2 条の規律に従わなければならない(パラ 7.544)。

⁷ 本件は 2013 年最終決定と 2015 年最終決定があり、DS312(21.5)では原調査・原手続と履行手続の損害再決定の調査・履行パネルがあるという点で類似するものと考えることができ、本件の 2013 年最終決定と DS312(21.5)の原調査・原手続では、いずれも 6.2 条の義務に不整合していると判断はされていないという意味で共通という趣旨と考えられる。

⁸ UAE は 11.1 条不整合も主張したが、訴訟経済が行使された(パラ 7.626-7.627)。

ウ 事実認定及び結論

- NTC は、“likely dumping margins”と呼ぶものを、AD 協定と同内容の国内法に則り、正常な価額と輸出価額を算出して求め、最終決定報告書において「ダンピングマージン」等と呼んでいた。そして、NTC は当該ダンピングマージンの計算に依拠してダンピングの継続又は再発を判断したため、2 条が適用される(パラ 7.560)。
- NTC は 2.2 条の要件の充足を示さずに正常な価額を構成した。よって、11.3 条不整合が認められる(パラ 7.566)。

(2) ダンピングの存続又は再発をもたらす可能性の認定の瑕疵

ア 論点

- NTC によるダンピングの存続又は再発をもたらす可能性の認定が 11.3 条不整合となるか。

イ 協定解釈

- 11.3 条に基づき、調査当局は、実証的な証拠に基づく検証を行い、ダンピング及び損害の存続又は再発が、単に可能性がある(possible)だけではなく多分起こりそうである(probable)であることを、十分な事実に基づいて合理的に認定しなければならない(パラ 7.543)。
- AD 措置の撤廃とダンピング及び損害の存続又は再発の間には牽連性(relationship (or “nexus”))がなければならない(パラ 7.546)。

ウ 事実認定及び結論

- NTC は、AD 措置期間中に、輸出者の主要な輸出先が変化しなかった事実を挙げたが、かかる事実がダンピングの存続又は再発の認定にどのように関連するのかを十分説明しなかった(パラ 7.575)。
- NTC は輸出可能な超過供給能力を認定するために、①Taghleef グループが創立以来拡大を続けてきたという Taghleef のウェブサイトの記載及び②調査対象国における調査対象産品(BOPP)の範囲よりも広い製品グループの輸出傾向に依拠したが、①については、いつ、どの国で、どの程度生産能力が拡大したのかが不明であるから、実証的な証拠とはいえない(パラ 7.581-7.582)。②については、NTC はなぜこれが BOPP の輸出傾向の把握に役立つのか説明しなかった(パラ 7.589)。

- よって、NTC がダンピングの存続又は再発の認定において依拠した事実 4 つのうち、上記のダンピングマージンの認定も含めて 3 つに瑕疵があったから、11.3 条不整合が認められる(パラ 7.594)。

(3) 損害認定の瑕疵

ア 論点

- NTC による損害の再発をもたらす可能性の認定が 11.3 条不整合であるか。

イ 協定解釈

- 11.3 条に基づき、調査当局は、実証的な証拠に基づく検証を行い、ダンピング及び損害の存続又は再発が、単に可能性がある(possible)だけではなく多分起こりそうである(probable)であることを、十分な事実に基づいて合理的に認定しなければならない(パラ 7.543)。
- 損害の存続又は再発の認定に当たっては、調査当局は 3 条に基づく損害の決定をする必要はないが、3 条の規律は、損害の存続又は再発の認定に係る義務の解釈に有用である(パラ 7.545)。
- AD 措置の撤廃とダンピング及び損害の存続又は再発の間には牽連性(relationship (or “nexus”))がなければならない(パラ 7.546)。

ウ 事実認定及び結論

- NTC は、AD 課税賦課後に、輸入が減少し、国内生産が増加し、国内産業の市場シェアが拡大したので、課税終了後に輸入が増加し市場シェアを拡大し、国内産業に損害が生じるとしたが、NTC は、その可能性があるというに留まらず、多分起こりそうであると考え理由を説明しなかった(パラ 7.603, 7.608)。
- NTC は、AD 課税がなくとも、調査対象製品の陸揚費(landed cost)が国内同種製品の価格より高いことを認定したにもかかわらず、AD 課税終了後に輸入が増加し、国内同種製品の価格を下回る又は押し下げると認定したが、NTC は、その可能性があるというに留まらず、多分起こりそうであると考え理由を説明しなかった(パラ 7.613-7.615, 7.618)。
- したがって、損害の存続又は再発の認定は憶測に過ぎないから、11.3 条不整合である(パラ 7.623)。

8. サンセットレビューの期間

(1) 論点

- サンセットレビューの期間が約 16 ヶ月に及んだことが 11.4 条不整合となるか。

(2) 協定解釈

- 11.4 条の「通常」という語は 12 ヶ月の期間制限を超えることが一定の条件の下に許されることを示しており(パラ 7.637)、何が「通常」ではないかは各手続の個別具体的事情により判断する(パラ 7.646)。

(3) 事実認定及び結論

- BOPP のサンセットレビューは、ラホール高等裁判所が NTC の構成の瑕疵を認定したことに伴い一時停止されたこと等により、約 16 ヶ月の期間を要した(パラ 7.628-7.629)。
- BOPP に関する手続中、NTC の構成について 3 度も裁判手続が行われ、決定の無効化や手続の停止がなされたこと等に鑑みると、ラホール高等裁判所の判決によってサンセットレビューが停止されたことが「通常」ではないとはいえない(パラ 7.648)。したがって、11.4 条不整合が認められる(パラ 7.651)。

第四 検討

1. 調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離

(1) DS295 Mexico — Anti-Dumping Measures on Rice

- 本件は、調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離という論点を AD 協定 5.3 条(調査開始を正当化する証拠の十分性)の問題及び 2.1 条(ダンピングの決定)の問題として扱った点で新しい。もっとも、本件パネルの判断は、本論点に関する 5.3 条、2.1 条及び 3.1 条不整合のいずれの認定においても、調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離を理由に 3.1 条不整合(損害認定の瑕疵)を認めた DS295 Mexico — Anti-Dumping Measures on Rice に大きく依拠している。
- より具体的には、本件のパネルは、5.3 条、2.1 条及び 3.1 条の各論点において採用した、調査対象期間と調査開始及び最終決定の時間的乖離という事実のみならず、個別事案におけるその他関連事情を考慮するとの判断枠組みが、DS295 Mexico — Anti-

Dumping Measures on Rice と同様のものであることを確認している(パラ 7.28-7.29, 7.59, 7.90)。また、本件でも DS295 Mexico — Anti-Dumping Measures on Rice における以下の具体的考慮事実が同様に当てはまることを認定している(パラ 7.47, 7.72-7.75, 7.98)。

“(i) the period of investigation chosen by Economía was that proposed by the petitioner;
(ii) Mexico did not establish that practical problems necessitated this particular period of investigation;
(iii) it was not established that updating the information was not possible;
(iv) no attempt was made to update the information; and
(v) Mexico did not provide any reason – apart from the allegation that it is Mexico’s general practice to accept the period of investigation submitted by the petitioner – why more recent information was not sought”.⁹

- このような DS295 Mexico — Anti-Dumping Measures on Rice における考慮事実やそれを踏襲する本件での考慮事実に関し、パネルは調査対象期間の近接性又は調査期間を近接させるべく当局が努力したかどうかのみを重視しており、近接させるべしとの当局の行為規範を導き出しているきらいがある。かかるパネルの議論の仕方に対して、調査対象期間時点の証拠をもって現在のダンピング・損害を合理的に推定できるかという立証命題との関係でややバランスを欠くとの指摘もある¹⁰。
- 一応、DS295 Mexico — Anti-Dumping Measures on Rice において、メキシコは、上級委において、パネルは調査対象期間の時間的乖離のみで直ちに 3.1 条不整合を認定するのではなく、調査対象期間時点の証拠が十分であったかを判断すべきであると主張した¹¹。これに対して、上級委は、パネルは、上記の考慮要素によって 3.1 条に基づく **positive evidence** が認められないという **prima facie case** を認定したに過ぎず、メキシコは当局が依拠した情報が **positive evidence** に当たるという反証を行うことは可能であったが、メキシコはそれをしなかったと述べている¹²。したがって、調査対象期間の近接性及び調査期間を近接させるべく当局が努力したかにつき申立国が一応の立証を行えば、調査対象期間時点の証拠をもって現在のダンピング・損害を合理的に推定できることの立証の責任は、被申立国が負うとしたものと理解ができる。

⁹ Appellate Body Report, *Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice*, para. 167.

¹⁰ 西村祥平「WTO アンチダンピング等最新判例解説 76 アンチダンピング調査手続の遅延により、証拠が適格性を欠き協定不整合とされた事例」国際商事法務 Vol. 49, No. 10 (2021) p. 1280.

¹¹ Appellate Body Report, *Mexico – Anti-Dumping Measures on Rice*, para. 161.

¹² Ibid. paras. 167-168.

(2) SG 協定における規律

- 調査対象期間と決定時点の乖離については SG 協定についても争われた。DS468 Ukraine — Passenger Cars では、調査対象期間が 2008 年 1 月 1 日～2010 年 12 月 31 日、重大な損害のおそれがあることの決定が 2012 年 4 月、SG の発動の決定が 2013 年 3 月という事案において、調査対象期間の終期と両決定の時期の乖離が SG 協定 2.1 条不整合とならないかが問題になった¹³。
- DS468 Ukraine — Passenger Cars のパネルは、SG 協定には調査対象期間の終期と実質的決定及び SG 適用の決定の日の間の時間的乖離について上限を定めた規定はないが、2.1 条の“is being imported”という文言及び SG 措置が緊急措置であることから、両決定との関係で、「最近(recent)」の輸入の増加を認定しなければならないとした¹⁴。そして、2.1 条の要件充足の決定との関係では、輸入の増加が「最近」であったと認められた¹⁵が、SG 措置の適用決定との関係では、その時点で 2011 年のデータが存在したはずなのに当局がこれを考慮しなかったこと等を理由に、「最近」の輸入の増加が認められなかった。
- したがって、SG 協定に関する DS468 Ukraine — Passenger Cars のパネルも、より最近のデータがよりよい証拠であることを前提に、調査当局がデータをアップデートしたかという点に重きを置いた判断をしたと考えられ、本件の判断との共通性があると考えられる。
- また、規範の定立の過程に関しては、DS468 Ukraine — Passenger Cars のパネルが条文の文言(SG 協定 2.1 条の“is being imported”)及び SG 措置の緊急性という性質に着目しているところ、本件のパネルは、AD 協定 2.1 条不整合の論点において 2.1 条の文言(a product is to be considered as *being dumped* ... if the export price ... is less than the comparable price ...)が現在形であること及び AD 措置が現在の状況の是正措置であるという性質に着目して(パラ 7.57)、証拠の時間的範囲に制約があると判断していることから、この点でも一定の共通性が見出されるが、このロジックからすれば、両者にどこまでの近接性が求められるかに違いが残る余地はある。

¹³ Panel Report, *Ukraine – Passenger Cars*, para. 7.162.

¹⁴ *Ibid.* paras. 7.163-7.172.

¹⁵ *Ibid.* para. 7.177.

2. 2.4 条に定められる商取引の段階

(1) 本件の判断

- 2.4 条は輸出価格と正常の価額との比較は公正に行われるものとするとしており、この比較は、商取引の同一の段階、通常は工場渡しの段階において行われるとされる。
- 本件では、UAE の輸出者である Taghleef からの主な販売先が、パキスタンでは卸売業者であるのに対して、UAE 国内では加工業者であるところ、卸売業者では追加の流通コストがかかり、また、さらに下流事業者の販売される際に、卸売業者は利ざやを上乗せするため、加工業者への販売に比して、卸売業者に対して安値で販売していると UAE が主張したものの、当該主張を裏付ける証拠が提出されていないことを理由に認められなかった。

(2) 先例との関係

- 本論点に関しては、DS184 US — Hot-Rolled Steel の上級委員会が、正常の価額の計算の際に下流の販売価格を使用する場合には、取引段階が異なること、及び、例えば、下流販売に係る追加の売上税の支払、再販売する者のコスト・利潤のような他の要因も価格比較可能性に影響を及ぼすことから、適切な考慮が必要であると判断している¹⁶。
- より具体的な判断としては、DS156 Guatemala — Cement II のパネルは、グアテマラ調査当局により、正常の価額が調査対象製品の輸出国であるメキシコの小売業者によるメキシコ国内向け販売の請求書に基づいて、輸出価格がグアテマラにおける輸入証明書に基づいて、それぞれ認定された事案であるが、商流上の位置の違い、すなわち、前者は商流の最も下流における販売価格(at the very end of the commercialization chain)であるのに対して、後者は輸入国であるグアテマラにおける商流の最初の点の価格(at the point of importation which is the beginning of the commercialization chain)であることを理由に、価格の比較に影響を与え得ると認定した¹⁷。
- 本件では、調査手続中に、UAE の生産者の主な販売先がパキスタンでは卸売業者、UAE 国内では加工業者であった旨の主張をしていたものの、NTC は、UAE の生産者が価格調整が必要である理由を立証できていないと判断している(パラ 7.235)。DS156 Guatemala — Cement II のパネルでは、商流上の違いが重視されているようであるが、DS184 US — Hot-Rolled Steel で上級委員会が判断しているように、あくまでも価格比

¹⁶ Appellate Body Report, *US – Hot-Rolled Steel*, paras. 167-169, 179-180.

¹⁷ Panel Report, *Guatemala – Cement II*, para. 8.37.

較可能性に影響を与えるかという観点である。そうすると、本件パネルが、商流上の違いに留まらず、輸入者である卸売業者に発生する追加コストと利ざや分を踏まえた価格設定であることの立証まで NTC が必要としたことを是認した(パラ 7.235-7.236)ことは、過去の判断の傾向から逸脱しているとはいえない¹⁸。

3. 3.4 条におけるダンピングの影響評価の考察

- 本件では、3.4 条の文脈において、ダンピング輸入の国内産業への影響を考察する以上、ダンピング輸入と国内産業の状態のリンクが必要であり、調査当局は、損害要因の傾向を特定した上で、国内産業の被る損害を説明するのに関連性がある文脈で当該傾向を検討する必要があるとし、もし調査当局の記録上の証拠が、観察される傾向に関する別の解釈を窺わせる場合、客観的な検討として、当該証拠を考慮した上で、調査当局の解釈と調和させる必要があるとした。そして、3.4 条に基づくダンピング輸入の国内産業への影響の検討は、3 条の損害分析の枠組みの一部を構成するものであるところ、調査当局は 3.4 条に基づき国内産業への影響を検討する必要があるが、他方、ダンピング輸入が国内産業への損害を引き起こしたことの立証は 3.5 条で求められるものであって、3.4 条では求められないとした。
- DS414 China — GOES 以来、3.4 条の損害影響分析は、3.5 条に定められるダンピング輸入と損害との因果関係の確認とリンクし、その確認に資するものでなければならないとの解釈が主流であるが、その関係性につき、統一的な理解があるとはいえない中で、本件では、3.4 条の分析義務を加重し、一定の因果関係分析まで要求したとの評価も見られる¹⁹。

¹⁸ その他にも、関連する先例としては、DS211 *Egypt – Steel Rebar* のパネルは、調整すべき内容を決定するのは、当局と利害関係者の対話であり、また、利害関係者からの明示の要請・特定がなくとも、データそれ自体により、ある差異が価格比較可能性に影響を与えていると考えられる場合には調整が必要となる可能性があると判断した(パラ 7.352)。さらに、同パネルは、2.2 条における構成価額は、正常の価額と輸出価格の比較の際の各種調整を排除するものではないとも述べている(パラ 7.388)。

また、DS219 *EC – Tube or Pipe Fittings* のパネルは、AD 協定が特定の考慮方法を定めていないところ、本件の方法は公正かつ客観的(unbiased and objective)な当局が採用する方法であって、協定に整合的と判断した(パラ 7.178)。また、同パネルは、調査当局による明確な要求にもかかわらず、ブラジルの生産者は証拠提出をしなかったため、当該状況下である以上、ブラジルが主張するような、調査当局が現地調査を通して調整の必要性を立証する義務はなかったと判断した(パラ 7.192)。

加えて、DS241 *Argentina – Poultry Anti-Dumping Duties* のパネルは、調査当局が利害関係者に対して、確実に公正な比較を行うために必要な情報を示さなければならず、不合理な立証責任を課すものであってはならないとした(パラ 7.239)。その上で、FOB 輸出価格と顧客先渡し価格では取引段階の違いがあるため、これらを比較することは 2.4 条に不整合であり、調査当局が輸送費の控除を拒否した理由には合理性がないとした(パラ 7.246-7.247)。

¹⁹ 西村祥平「WTO アンチダンピング等最新判例解説 76 アンチダンピング調査手続の遅延により、証拠が適格性を欠き協定不整合とされた事例」国際商事法務 Vol. 49, No. 10 (2021) p. 1280。

- 本件パネルの実際の認定をみるに、国内生産者は利潤の減少が主に原材料及び財務コストの増加によるものと考えていたことを NTC も認識していたにもかかわらず当該証拠を無視して何らの説明をしていない点や販売の減少がダンピング以外の要因によることを示唆する情報が提出されていたにもかかわらず NTC が考慮しなかった点が指摘されており、因果関係と呼ぶかは措くとしても、個別の損害指標とダンピング以外の要因との結びつきの有無を細かく評価している点に、3.5 条の因果関係分析とは異なる意義があると思われる。この方向を推し進めると、損害指標の評価のあり方としては、①まず、ダンピングの影響と認められる悪化傾向のある指標の動きを抽出し、②その上で、かかる指標とその他の指標を全体で見たときに、損害があると認められるかといういわば 2 段階の分析を 3.4 条で行うことが調査当局の損害分析に求められることになる。
- なお、DS504 Korea — Pneumatic Valves の上級委員会は、3.4 条の損害影響評価においてダンピング輸入以外の影響は排除しなければならないという日本の主張²⁰につき、韓国当局に対して 3.4 条の検討として a fully-fledged non-attribution analysis を求めるもののように思われるという韓国の反論²¹も踏まえ、3.4 条に日本の主張する義務は明示されていないと排除したが²²、本件パネルの上記のような態度からも、個別の損害指標とダンピング以外の要因との結びつきについて 3.4 条の分析の中で問題を提起していく争い方は否定されないものと思われる。ただし、この点はパキスタンの上訴に係っている。

4. 価格効果

- 本件では、価格の下回りの分析においては比較可能性が核となるとして、調査対象産品及び国内同種産品に金属化 BOPP と非金属化 BOPP が含まれており、両者の間に価格差があり、また、輸入品と国内同種産品における割合が異なるという意味で数量差があるにもかかわらずこれを考慮せず、単純に平均価格を算出して価格効果を認定した点につき、比較可能性の観点から懸念があるとして、3.1 条及び 3.2 条不整合を認定した。かかるパネルの判断は、調査対象産品及び国内同種産品に複数の種類の製品が含まれる場合、価格比較可能性を検討する上で、複数製品間の価格差や、輸入品と国内同種産品における製品構成割合の違いを指摘していくとの争い方に意義があることを改めて示しているといえる。

²⁰ Appellate Body Report, *Korea – Pneumatic Valves*, para. 5.359.

²¹ *Ibid.* para. 5.357.

²² *Ibid.* para. 5.359.

- 一方、本件パネルは、価格の押し下げについては、そもそも調査対象期間全体で見ると、そもそも価格の押し下げの傾向が見られないことや、価格と直結するであろうコストの推移に着目し、実際に価格がコストに沿って変動していた点を重視し、価格効果を否定している。価格の押し下げについても、輸入品の価格が国産同種産品に影響を与えることが求められるところ、輸入品と国内同種産品との間の比較可能性のあることは、価格の下回りで求められるとの同程度に厳格に見られるかは別として、前提として求められていると考えられる(なお、比較可能性があり、価格に影響を与える典型的な場合が競争関係がある場合であり、そうでない場合には、商慣行等のなお価格に影響を与える特段の事情が求められよう)。本件では、調査対象期間全体では価格の押し下げの傾向が見られないことやコストに沿った価格の推移が顕著であったためにこれらの事情が主に価格の押し下げの場面では取り上げられたものと思われ、必ずしも比較可能性を不要としたわけではないと考えられる。

5. 損害影響評価

- 3.4 条の損害影響評価は、全ての指標が国内産業の悪化傾向を示す必要はないところ、特定の指標が肯定的(positive)な場合(すなわち、国内産業の悪化傾向を示さない場合)の取扱いが問題となる。例えば、この点、実務上、多くの調査当局は、営業損失を損害影響評価の際に重視しており、他に肯定的な指標が存在する場合でもそれを打ち消して損害を認定する方向に働く旨言及する文献がある²³。
- DS132 Mexico — Corn Syrup のパネルは、当局が価格トレンドが悪化していることを強調して損害を認定していたのに対して、財務・営業上の数値の傾向、具体的には利潤、投資収益等が肯定的であったことが価格トレンドの悪化を上回る事情であるから損害が認定されない、という判断をし、上級委員会もこれを是認した。これは肯定的傾向(positive trend)を示す指標について考慮不尽だったという事案というよりは、肯定的傾向を示す指標について当局も考慮はしたものの、その評価が分かれた事案と考えられ、踏み込んだ判断といえる。
- 他方、DS312 Korea — Certain Paper のパネルは、否定的傾向(negative trend)のみに言及した当局の決定は 3.4 条に不整合であると認定した。当該事案は、当局がそもそも肯定的傾向を示す要素を考慮せず、否定的傾向を示す要素のみを取り扱ったという考慮不尽の問題と考えられる。

²³ Rudiger Wolfrum and Peter-Tobias Stoll, “WTO - Trade Remedies”, Max Planck Commentaries on World Trade Law, p. 60.

6. サンセットレビューの認定瑕疵

- 本件パネルは、上記のとおり、サンセットレビューにおいて、実証的な証拠に基づく検証を行い、ダンピング及び損害の存続又は再発が、単に可能性がある(possible)だけではなく多分起こりそうである(probable)であることを、十分な事実に基づいて合理的に認定しなければならないこと、ダンピングの決定をする際には 2 条の規律が及ぶこと、及び損害の存続又は再発の認定において 3 条が解釈指針となること、並びに AD 措置の撤廃とダンピング及び損害の存続又は再発の認定との間に牽連性(relationship (or “nexus”))が要求されると判示しており、サンセットレビューにおいても厳格な規律を定立したもものとして評価できる。
- あてはめにおいても、証拠と当該証拠に基づく認定事実の関係性が乏しいことや(パラ 7.575, 7.582, 7.589)、NTC が損害の存続又は再発が、憶測に留まらず多分起こりそうである(“merely possible”ではなく、“likely”である)理由を十分説明しなかったこと(パラ 7.603, 7.608, 7.618)を指摘し、NTC の認定の瑕疵を認めたことは評価できる。もっとも、当該あてはめにおいては、3 条をどのように解釈指針として用いたのかは直ちには明らかではなく、また、パネルは損害の存続又は再発が“merely possible”ではなく“likely”でなければならないと繰り返し強調されているが、AD 措置の撤廃とダンピング及び損害の存続又は再発の認定との間に牽連性(relationship (or “nexus”))が必要という規範との関係ではあまり踏み込んだ判断は見られない。
- なお、UAE 生産者について、輸出余力の認定や輸出志向の認定のヒントとなり得る要素は NTC から挙げられているものの、パネルの判断では詰めが甘いとの指摘がなされた点については、当局としては説明を補強することで瑕疵を治癒していくことは可能かもしれない。他方で、UAE からの輸入品の価格が基本的に国内同種産品よりも高値であることの指摘は、損害の再発の蓋然性を示す上では、覆すのが困難なハードルを調査当局に課すものと思われる。これは、原調査において、価格の下回りや価格の押し下げ傾向がそもそも認められないされたのと同根の問題であり、やはり、AD 課税をしたりサンセットレビューにて課税を延長することに無理があった事案ではないかと思われる。

7. 調査期間の長さ

- 調査期間について、パネルは、パキスタン国内裁判所が NTC に当初の申請に基づき調査せよと命じていたことをふまえ、形式論で、調査開始はやりなおし調査を開始した 2012 年 4 月であると判断し、調査期間の長期化による協定不整合はないとしたが、これはやや形式論に傾いた判断であるように思われる。AD 協定が調査期間を規律する趣旨は、利害関係者の予見可能性の保護であるところを踏まえると、実質的に考え、

調査開始を 2010 年 9 月として調査期間をカウントし、AD 協定 5.10 条の不整合がなかったかを検討してもよかったのではないかとの指摘もあろう²⁴。

²⁴ パネル研究会当日における北村委員からのご指摘。